平成２５年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目74番10号
ラ・セレニータM103号、開始決定時の住所
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目592番地３
トーカンマンション谷山中央806号
破産者　鳥巣　淳一
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５０号
鹿児島県垂水市高城795番地ロ号
破産者　神田　千昭
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
北海道空知郡上砂川町字上砂川町100番地15（中央南２条２丁目１番13号）
破産者　横山　武雄
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
北海道札幌市北区北34条西11丁目４番１号
ヴィラ34―302号、申立時の住所北海道名寄市字徳田99番地54
破産者　山田美由紀
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０４号
北海道旭川市豊岡４条２丁目５番14号　不二コーポC
破産者　橋本　　昇
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７９号
北海道旭川市大町２条11丁目66番地の225
ノエル102号
破産者　堀田　将人
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５号
青森市沖館４丁目２番１号　柿崎アパート１号
破産者　小林　克尚
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
青森市佃２丁目４番29号　住宅型有料老人ホームガーデンハウスきらら
破産者　木村　邦彦
法定代理人成年後見人　坂本　国晃
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
青森市古川３丁目21番７号
破産者　藤沢　　孝
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
青森県三沢市大字三沢字下久保41の128、開始決定時の住所青森県上北郡おいらせ町洋光台４丁目４番地13
破産者　金澤ノリ子
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第５８号
青森県十和田市西一番町17番７号　ゆうづるハイツⅡ２G、旧住所青森県十和田市大字三本木字西小稲118―20
破産者　小笠原　剛
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第６０号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字高舘62番地10
破産者　野崎　真矢
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１８号
山形県最上郡最上町大字富澤2859番地
破産者　岸　古都美
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１６８７号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢９棟104号
破産者　鵜澤　　豊
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６８８号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢９棟104号
破産者　鵜澤　由江（旧姓湯澤）
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９２号
横浜市西区西前町２丁目45番地１　メゾンファミーユ404号
破産者　西　　憲治
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５６号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地２―４―306
破産者　三堀　郁雄
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部